

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)
(当日起きは、その翌日)

目 次

◇告示 保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良区の役員の就退任（五件）（農村整備課）

土地改良事業の認可（△）

渔船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（水産課）

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

◇雑報 消防設備士試験の実施（消防防災課）

告 示

鳥取県告示第四百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月十七日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同上第十七項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百二十五号

名称	所在地	指定年月日
二部診療所	日野郡溝口町二部一五五四一四	平成九年六月一日
イズモト歯科医院	鳥取市職人町一五	平成九年六月三日
小酒外科医院	米子市福市一七三〇一一〇	平成九年六月七日
おけがわ眼科	鳥取市叶二九三一一二	△
斎藤小兒科内科医院	氣高郡氣高町大字勝見六五八	平成九年六月十三日
尾崎内科医院	米子市新開二丁目一一四五	△
神鳥眼科医院	米子市立川町二丁目四〇六	平成九年六月十五日
若原内科外科医院	尾西小兒科医院	△
前川歯科医院	米子市三本松一丁目六一三	△
福田歯科医院	米子市上井一丁目一九七	△
みなと調剤薬局	倉吉市湖山町北二丁目五〇八	△
ハワイ調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜三九八一一	△
イヌイ調剤薬局	鳥取市花園町一二〇一一九	△
ハート調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六一五六一六	平成九年六月一日
有限会社こやま薬局	米子市新開二丁目一三一五三	△
中部薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	平成九年六月七日
	倉吉市宮川町一七四一一五	平成九年六月十四日
		平成九年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 裕 宣	監 事 齋 木 利 夫
理 事 深 田 重 治	監 事 齋 木 正 一
理 事 齐 木 利 夫	監 事 齋 木 正 一
理 事 米子市兼久一 二 七	監 事 米子市石井八〇八
就任した役員の氏名及び住所	就任した役員の氏名及び住所
青 田 佐 戸 斎 深 生 田 裕 宣	青 田 中 遠 藤 敏 延
砥 村 藤 田 木 正 一 戸 藤 木 则 己	田 中 遠 藤 敏 延
佐 俊 一 戸 木 正 一 戸 木 正 一	来 海 照 雄
衛 衛 戸 重 治 戸 重 治	中 寅 美 衛
就任した役員の氏名及び住所	就任した役員の氏名及び住所
米子市日原四二一	米子市日原四二一
米子市奥谷七五四	米子市奥谷七五四
米子市石井七二九	米子市石井七二九
米子市日原四〇八	米子市日原四〇八
米子市石井七二九	米子市石井七二九
米子市日原四三四	米子市日原四三四
米子市日原四三四	米子市日原四三四
米子市兼久一 二 七	米子市兼久一 二 七
米子市日原四一五	米子市日原四一五
米子市奥谷七四五	米子市奥谷七四五
米子市奥谷四四九	米子市奥谷四四九
米子市日原四二一	米子市日原四二一

平成九年四月十一日退任

監事 来海照雄 米子市日原四五四
監事 齋木則男 米子市兼久一三四
監事 田村芳夫 米子市石井七二九
監事 齋藤卓巳 米子市奥谷八〇九
平成九年四月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

理 事 仲 田 裕 康	前 田 康 美
理 事 仲 田 裕 康	植 田 延 弘
理 事 仲 田 裕 康	船 寄 春 芳
理 事 仲 田 裕 康	前 田 康 美
就任した役員の指名及び住所	就任した役員の指名及び住所
米子市日下五五四	米子市日下一四八一
米子市日下五五四	米子市日下五五九
米子市福万二六六	米子市福万一八三一一
米子市福万一九五一一	米子市福万一九五一一
米子市福万四九八一二	米子市福万四九八一二
米子市福万五九六	米子市福万五九六
米子市奥谷七四五	米子市奥谷七四五
米子市奥谷四四九	米子市奥谷四四九
米子市日原四二一	米子市日原四二一

尾邑次

監事 桜 田 勝 部 福 永 博 美

監事 中 利 明 福 永 博 美

就任した役員の氏名及び住所
平成九年三月二十二日退任
山上 丈夫
米子市福万七一〇
高橋 博隆
米子市石州府四三五

就任した役員の氏名及び住所

理事 番原義美	米子市日下五六三
仲田祐康	米子市日下五四一
櫻田孝具	米子市日下三〇一
田中英夫	米子市日下二七七一三
松原敏	米子市福万六六四
松村俊之	米子市福万四九八一四
船寄春芳	米子市福万二六六
島京二	米子市福万一四一一一
永勝幸	米子市福万一八三一五
福岡志	米子市日下二九二
高橋文雄	米子市福万七四九
仲田弘義	米子市福万五九五
田中専治	米子市福万五九五

平成九年三月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

退任した役員の指名及び住所

理事 湯原嘉徳	米子市諏訪二四三
西村隆成	米子市諏訪三五一
湯原成	米子市諏訪一八一〇一
須山克己	米子市諏訪五三六
長谷川薰	米子市諏訪八幡二三三
野口辰己	米子市八幡五七三一一
田守薰	米子市八幡六七三一二
田辺肇	米子市八幡六七三一〇
高田信夫	米子市八幡六七三一一
田内良	米子市八幡六七三一七
高田信夫	米子市八幡六七三一七
伊塙浩	米子市八幡六七三一七
中谷博文	米子市八幡六七三一七
内藤良	米子市八幡六七三一七
杉村純一	米子市八幡六七三一七
西田光雄	米子市八幡六七三一七
諸田知明	米子市別所一一八一
長谷川明夫	西伯郡岸本町大殿一四六四
西田光雄	西伯郡岸本町大殿一四六四
影山忠嗣	西伯郡岸本町大殿一四六四
高塚一男	西伯郡岸本町大殿一四六四
杉原芳治	西伯郡岸本町大殿一四六四
山浦喜隆	西伯郡岸本町大殿一四六四
小村弘彦	西伯郡岸本町大殿一四六四
大島武夫	西伯郡岸本町大殿一四六四
美甘恭男	西伯郡岸本町大殿一四六四
野岩功	西伯郡岸本町大殿一四六四
西伯郡岸見町諸木八一	西伯郡岸見町諸木八一

監事	理事	末次覚人	米子市八幡三三八
	和田	本田亮弘	米子市福市七九二
石中黒西	本田勝一郎	米子市諏訪七六一二	西伯郡岸本町坂長二二三三七
守田靖進	湯原成己	米子市諏訪一八一一	平成九年五月九日退任
田藤允	須山克己	米子市諏訪二〇三	就任した役員の指名及び住所
遠村博	高田敏幸	米子市諏訪五〇四	
小原境	前田邊洋	米子市諏訪三二八	
長島忠	伊坂浩美	米子市諏訪六六二一一	
影山清	大森洋	米子市諏訪二三〇	
影山忠	伊坂浩美	米子市諏訪七四〇	
長谷川明	高田武昌	米子市諏訪八幡三二八	
田邊好	高田武昌	米子市諏訪八幡六六二一一	
田邊好	高田武昌	米子市諏訪三二六四	
田邊好	高田武昌	米子市諏訪八幡二二六八	
田邊好	高田武昌	米子市別所七七八八	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸本町大殿二二六二	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸本町大殿六四七	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸本町大殿三二六	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸本町坂長八四三一一	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸本町坂長八八〇一二	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸本町岩屋谷二二〇二	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸見町諸木四六九	
田邊好	高田武昌	米子市八幡四四七一一	
田邊好	高田武昌	米子市福市一五九	
田邊好	高田武昌	西伯郡岸本町大殿二二七	

平成九年五月十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事	理事 佐々木昌弘	東伯郡東郷町大字野方一七六
林伊政幸	森田和史	東伯郡東郷町大字川上八五一
川本哲也	森田雅敏	東伯郡東郷町大字川上八二七
河本哲也	森田和行	東伯郡東郷町大字川上九四九
福原正治	森田和行	東伯郡東郷町大字中興寺三三四一五
伊藤充美	森田和行	東伯郡東郷町大字川上九四二一三
土井繁美	谷口憲昭	東伯郡東郷町大字小鹿谷一八三
福本浩文	深田行則	東伯郡東郷町大字宮内九二
伊藤充美	東伯郡東郷町大字宮内一四二	
福原正治	東伯郡東郷町大字方地九三二	
本幸寛	東伯郡東郷町大字方地九八二	
本哲也	東伯郡東郷町大字漆原二九七	
河本哲也	東伯郡東郷町大字旭一〇二	
河本哲也	東伯郡東郷町大字漆原二七六	
河本哲也	東伯郡東郷町大字龍島五三一	
河本哲也	東伯郡東郷町大字旭二二七	

次

ク 宮本 昇 東伯郡東郷町大字松崎六〇一一一
平成九年五月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

ク	理 事	佐々木 昌 弘	東伯郡東郷町大字野方一七六
ク	森 田	森 田 和 史	東伯郡東郷町大字川上八二七
ク	森 田	森 田 雅 敏	東伯郡東郷町大字川上八五一
ク	森 田	森 田 和 行	東伯郡東郷町大字川上九四九
ク	清 水	清 水 彰 人	東伯郡東郷町大字中興寺三三四一五
ク	森 田	森 田 守	東伯郡東郷町大字川上九四二一三
ク	谷 口	谷 口 憲 昭	東伯郡東郷町大字小鹿谷一八三
ク	福 本	福 本 浩 文	東伯郡東郷町大字宮内九二
ク	土 井	土 井 繁 美	東伯郡東郷町大字宮内一四二
ク	福 原	伊 藤 充	東伯郡東郷町大字方地九三三
ク	河 本	伊 藤 正 治	東伯郡東郷町大字方地九八二
ク	川 本	伊 藤 充	東伯郡東郷町大字漆原一九七
ク	下 征	伊 藤 充	東伯郡東郷町大字旭一〇二
ク	東 伯	伊 藤 充	東伯郡東郷町大字旭二七六
ク	東 伯	伊 藤 充	東伯郡東郷町大字龍島五三一
ク	東 伯	伊 藤 充	東伯郡東郷町大字旭二二七
ク	宮 本	伊 藤 充	東伯郡東郷町大字松崎六〇一一一

平成九年五月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり下市駅南土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、

同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

ク	理 事	天 島 稔	西伯郡中山町高橋一一〇
ク	福 本	赤 川 理 一	西伯郡中山長殿河内三九九
ク	福 本	坂 根 一 雄	西伯郡中山町上市四五
ク	福 本	小 林 武 則	西伯郡中山町岡五十九
ク	福 本	田 中 宣 久	西伯郡中山町中尾六九五
ク	福 本	高 見 忠 昭	西伯郡中山町塙津五
ク	渡 辺	渡 辺 幸 成	西伯郡中山町下甲四三四
ク	永 見	永 見 房 雄	西伯郡中山町住吉一二〇一
ク	岡 崎	岡 崎 恭 介	西伯郡中山町住吉三八八一六
ク	津 村	津 村 信 重	西伯郡中山町退休寺二二三
ク	柏 尾	柏 尾 正 志	西伯郡中山町高橋二七八
ク	福 本	野 間 譲	西伯郡中山町殿河内四三〇
ク	福 本	福 本 則 夫	西伯郡中山町上市三七

平成九年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

ク	理 事	天 島 稔	西伯郡中山町高橋一二〇
ク	福 本	高 塚 典 正	西伯郡中山町殿河内四六九
ク	福 本	富 雄	西伯郡中山町上市四五
ク	坂 根	一 雄	西伯郡中山町下市四三

林原博寿	西伯郡中山町岡五九二
山本儀雄	西伯郡中山町塩津九〇八一二
高見忠昭	西伯郡中山町塩津五
渡辺幸成	西伯郡中山町下甲四三四
永見房雄	西伯郡中山町住吉二二〇一
岡崎恭介	西伯郡中山町三八八一六
津村信重	西伯郡中山町退休寺二二三
柏尾正志	西伯郡中山町高橋二七八
野間護	西伯郡中山町殿河内四三〇
福本則夫	西伯郡中山町上市三七
監事	西伯郡中山町高橋二七八
平成九年四月一日就任 任期三年	
平成九年六月十七日	
鳥取県告示第四百三十号	
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業三津地区区画整理）を平凡な九年六月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。	
平成九年六月十七日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	
鳥取県告示第四百三十一号	
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、東加入区、浦富加入区、田後加入区、網代加入区、福部加入区、賀露加入区、酒津加入区、浜村加入区、夏泊加入区、青谷加入区、泊加入区、赤崎加入区、淀江加入区及び境港加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第二十二条の二第三項の規定により告示する。	
平成九年六月十七日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	

選挙管理委員会告示	
鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号	
平成九年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。	
平成九年六月十七日	
鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅	
一 日 時 平成九年六月二十三日（月）午後二時	
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室	
三 議 題 公職選挙法の改正等について	
公 安 委 員 会 告 示	
次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。	

平成九年六月十七日

九種
雑報鳥取県庁本館
鳥取県
島

7

平成9年6月17日 火曜日

鳥取県公報

申 請 者 の氏名	法人にあってはその代表者 新井 悠司
申 住 所	名古屋市中村区鳥森町三丁目56
申 請 者 の氏名	

遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者 名	造 棟 番 号	檢 定 番 号	有 効 期 間
ぱちんこ 遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	大江戸日記7	株式会社 ニューギン	700132	平成9年6月17日 から3年間	

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士 試験	第1類、第2類、第3類	平成9年8月24日(日) 13時15分から
乙種消防設備士 試験	第4類、第5類	平成9年8月24日(日) 9時00分から
試験	第1類、第2類、第3類	平成9年8月24日(日) 13時15分から

1 試験の種類及び日時

申 請 者 の氏名	法人にあってはその代表者 永野 裕豊
申 住 所	名古屋市中村区長戸井町三丁目12

2 試験の場所

遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者 名	造 棟 番 号	檢 定 番 号	有 効 期 間
ぱちんこ 遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	カンカン天国S	豊丸産業 株式会社	700116	平成9年6月17日 から3年間	

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成9年6月17日

財団法人消防試験研究センター理事長 原 島 桂一

1 試験の種類及び日時

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 米子市東福原八丁目27-1 鳥取県庁講堂
米子産業体育館

3 受験願書の受付期間

平成9年6月23日(月)から同年7月4日(金)まで (郵送による場合は、平成9年7月4日(金)までの消印のあるものに限り受け付けける。)

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

平成9年6月17日 火曜日

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあっては5,000円、乙種消防設備士試験にあっては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。